

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター歯科口腔外科
病診連携システム運営協議会規程

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター歯科口腔外科病診連携システム実施要綱第7条に規定する、病診連携システム運営協議会に関して必要な事項を定める。

第2条 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター歯科口腔外科病診連携システム運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター歯科口腔外科病診連携システム実施要綱の、改廃並びに要綱に定めのない事項及び運用上の疑義、苦情等の調整を図り、もって病診連携システムの円滑な運営に資することを目的とする。

第3条 運営協議会に加盟する医師会は、名古屋市北区歯科医師会、名古屋市守山区歯科医師会、名古屋市西区歯科医師会、名古屋市東区歯科医師会、西春日井歯科医師会とする。

2 運営協議会は、各医師会の代表者2名、及び名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「西部医療センター」という。）の院長を含む代表者5名以上の委員をもって構成する。

3 運営協議会委員長は西部医療センター院長をもって充て、副委員長は委員のうちから登録医より1名、西部医療センターより1名を委員長が選任する。

第4条 委員長は必要に応じ又は委員の3分の1以上の要請があるとき運営協議会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 運営協議会は委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 運営協議会の議事は出席委員の過半数をもって決定する。

第6条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 本会の関係役員は、運営協議会に出席し発言することができる。

第8条 運営協議会事務局は西部医療センターに置く。

付 則 この規程は、平成11年3月11日から実施する。

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

この規程は、平成21年11月12日から実施する。

この規定は、平成23年12月8日から実施する。

この規定は、令和3年12月2日から実施する。（名称変更に伴う）